

安全衛生推進者養成講習 受講のご案内

平素は、当協会の運営に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、労働安全衛生法第12条の2により、別紙(1)に例示した業種で、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場については、安全衛生推進者養成講習修了等の資格を有する者の中から「安全衛生推進者」を選任しなければなりません。
当会では、安全衛生推進者等養成講習登録機関として、標記の講習を下記の通り開催しますので、是非ご受講の上、資格を取得されますようご案内申し上げます。
なお、貴事業場の支店・営業所等関連事業場にもご連絡いただければ幸いです。

記

- 1 日 時 令和7年11月27日(木) 10:00～16:20 (受付開始9:30～)
令和7年11月28日(金) 10:00～16:20 (受付開始9:30～)
- 2 場 所 関西労働衛生ビル 4階 講習室 大阪市中央区常盤町2-1-12 ※別紙地図参照
※受講者用駐車場・駐輪場はございません！公共交通機関でお越し下さい。
- 3 受講料 16,830円
※申込手続き終了後は、受講料金は返金いたしませんのでご了承下さい。
テキストの改訂によりテキスト代が変わった場合、受講料金も変更となります。
- 4 写 真 3.0cm×2.4cm (申請前6ヶ月以内に撮影した上三分身・無背景・正面脱帽の写真)
※上記および別紙(写真添付上の注意事項)の規定に満たない場合は、再度ご提出いただく場合がございます。
- 5 申込手順
 - ① 受講申込書にご記入の上、FAXまたはEmail(添付ファイル)にて送信してください。
【FAX:072-846-5414/Email:jimukyoku@kork.or.jp】
※FAXまたはEmailでの申込時には顔写真なしでも受付します。
 - ② 受講申込書(原本※要写真添付)を当協会支部にご郵送ください。
【〒573-0023 枚方市東田宮1-6-4 TEL:072-846-2173】
 - ③ 受講料を下記口座にお振込み下さい。
【りそな銀行 枚方支店 普通預金 6114466
公益社団法人大阪労働基準連合会 北大阪労働基準協会支部】
※振込手数料は申込者にてご負担願います。
※手続きは講習日の1週間前までをお願いします。
 - ④ 上記、① ② ③を確認しましたら受講票・領収書等を送付します。
- 6 申込締切 講習日の1週間前または満席(定員20名)になり次第、締め切らせていただきます。
なお、お申込の時点で満席の場合は、FAXまたはお電話にて不可の旨、連絡いたします。
※ご受講枠が確保できました場合は、連絡いたしません。
- 7 修了証 2日目の講習終了後に「安全衛生推進者養成講習修了証」を交付します。

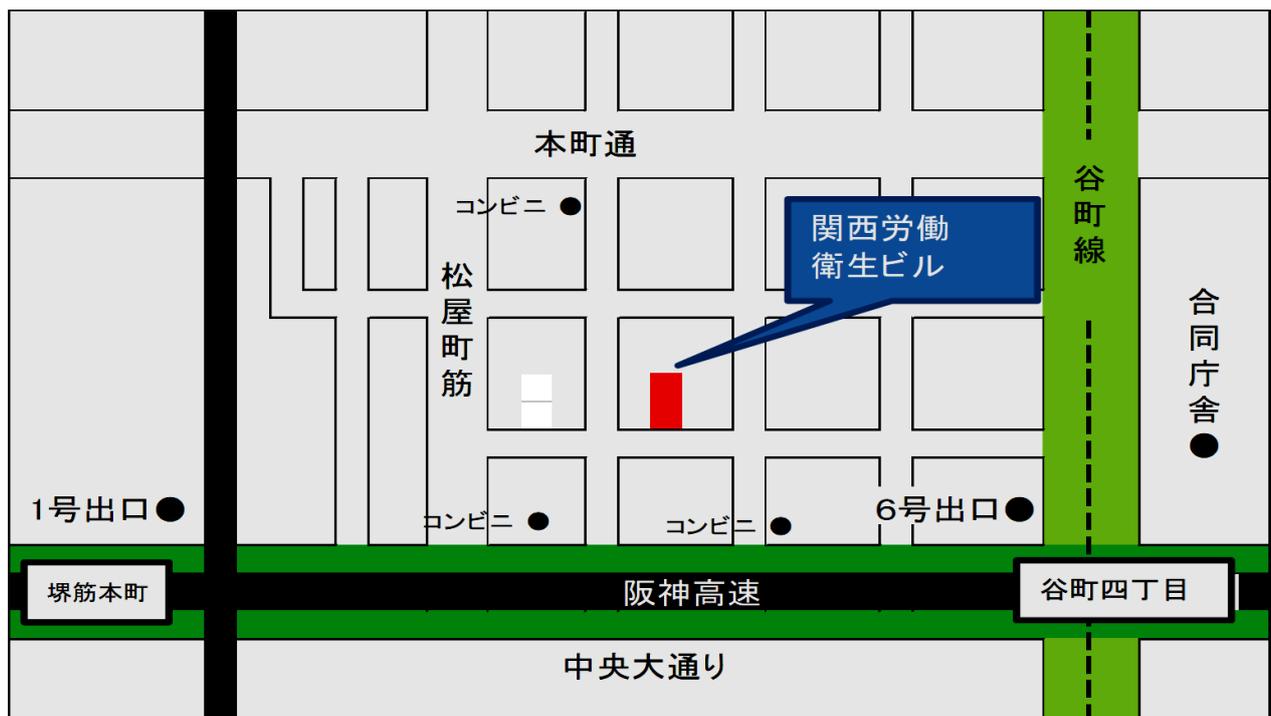
別紙 (1) 安全衛生推進者の選任を要する業種

林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器等小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業

(2) 安全衛生推進者養成講習カリキュラム

科目	範囲	時間
安全管理	安全衛生推進者の役割と職務、安全活動、労働災害の原因の調査と再発防止対策	2
危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等	危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等	2
作業環境管理及び作業管理	作業環境測定、作業環境改善、作業方法の改善、労働衛生保護具	2
健康の保持増進	健康診断、労働衛生統計、労働生理、健康教育	1
安全衛生教育	安全衛生教育の方法、作業標準の作成と周知	1
関係法令	労働安全衛生法及び労働者派遣法並びにこれらに基づく命令中の関係法令	2
合計		10

会場周辺の略図 関西労働衛生ビル 4階 講習室



大阪メトロ(地下鉄)・谷町線・中央線 谷町四丁目駅下車(6号出口)徒歩4分
 ・堺筋線・中央線 堺筋本町駅下車(1号出口)徒歩8分